

## 総合区素案に関する住民説明会

《北区》

■日 時：平成29年11月3日(土) 19:00～20:59

■場 所：北区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長でございます。

(吉村大阪市長)

こんばんは。

(司会)

北区長の上野でございます。

(上野北区長)

こんばんは。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局長の手向でございます。

(手向副首都推進局長)

こんばんは。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の川平でございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

よろしく願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして吉村市長よりご挨拶のほうを申し上げます。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。市長の吉村です。

きょうは、祭日という、皆さん、本当に自宅でごゆっくりされるような時間帯にもかかわらず、こうやって多くの方にお越しいただきました。まずはその点について感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の説明会なんですけれども、まず私、ご挨拶させていただいて、詳細な説明は担当の部局のほうから説明させていただきます。

まず、そもそも何で大都市の制度改革が必要なんですかと、今のままでは駄目なんですかと、こういったあたりは、昨年、ちょうど半年ぐらいかけて、同じような住民説明会を24区で開催させていただきました。その時に詳しく私のほうからもお話しさせていただきましたが、要は、今、東京一極集中も進む中で、日本の国家構造を考えた時に、東京一極だけじゃなくて、東京一極、そしてこの関西・大阪にももう一つの二極として日本を引っ張っていくようなそんな極が必要だろうと、東西二極の一つの極としてこの大阪が日本を引っ張っていくような、そんな都市に成長していくべきだと。

それから、大阪がもっともっと、これは経済の成長についても大阪がもっと豊かに成長していく、そういった土台をしっかりとつくっていく必要があるんじゃないかと。そして、住民の皆さん、少子高齢化が進む中で財源も限られてくる、そんな中で住民の皆さんの住民サービスをいかに質を高めていくのか、そういったことを考えた時に、今の大都市制度の仕組みというのは本当にこれでいいんだろうかと、いや、もっといい仕組みがあるんじゃないかということが大きな問題意識です。

その中で、じゃ何が大阪にとってより具体的に問題なのとていば、一つは大阪の全体の成長の戦略を決めるこの決め方、あり方、これは僕は大きな問題があると思っています。私は、大阪市長として、大阪市域において大阪の全体の成長を意思決定するような立場で物事を進める、これは一つ大阪市もあります、同じようなことを大阪府もやってる。これまでこういったのが、大阪市、大阪府、ばらばらにやってるような意思決定、あるいは二重にやってるような意思決定、本当にこれでいいんですかと、もう少し大阪の全体の成長を考える時に意思決定というのは一本化していくような、意思決定についてはもうちょっと今のやり方とは違うやり方がある、そんなことを追及していくべきじゃないんですかという問題意識が一つ。

そしてもう一つは、大阪市民、270万いらっしゃいますけども、270万人の人口の中でより充実した住民サービスをするためには、もっと市民の皆さん、区民の皆さんの近いところで物事が決定できる仕組みというのを、実行できる仕組みというのをつくっていくべきなんじゃないのか、この二つの大きな視点があるわけです。そういった二つの視点から、じゃどんな制度改革があるんですかという時に二つがあると。

一つは都構想と言われる特別区という制度です。これは大阪市を廃止して、そして東京のような都制度をひくと。東京都、そして東京特別区ありますけども、同じように大阪も大阪市と大阪府を一つにして都というのをつくってそこで大都市の戦略は決めていく、そして、特別区というところで区長を選挙で選んで、住民の皆さんの身近なところで物事を決めていくという特別区制度というのが一つあると。

そして、もう一つは総合区という制度がありまして、これは大阪市という枠組みを残したままで、区役所、区長にもっと権限と財源と、そういったものを強化させていこうというような考え方、これが総合区であります。

本日は、この総合区についてのご説明という形になります。昨年の6カ月間にわたって総合区と特別区の大まかな制度の説明はいたしました。そして、特別区については、今、法定協議会というところで案づくりを具体的に進めています。ですので、きょうの説明は総合区についての説明。総合区についても、昨年の住民説明会でどういった制度かというのは皆さんにご説明を申し上げてきました。議会でも議論をしているところであります。昨年度は、5区、それから8区、11区、5、8、11という区数に応じてそれぞれ事務についても、今の区役所より少し権限があるパターンとか三つぐらいのパターン、合計9つぐらいのパターンを組み合わせたような説明を皆さんにさせていただいて、そして議論を進めてきたわけですが、今回、それを一つに絞り込んで、後に詳しくご説明させていただきます素案というのででき上がりましたので、皆さんにきょうはその説明をさせていただきたいということでもあります。

皆さんのご意見もいろいろ、質疑の時間もありますので最後お聞きして、そして、この住民説明会というのは、きょう北区で1回目ということになります、1回目ということで僕も参加させていただきましたが、今後24区全ての区で開催をさせていただくという運びになります。そういう予定にしています。皆さんからの意見もお聞きして、大阪の大都市制度のあり方というのをしっかり反映させていって、そして制度設計をつくっていきたいと思っています。これは当然議会との議論ということの中で進んでいくことにはなりますが、最終的には、私自身は、総合区でいくのか、あるいは特別区でいくのか、都構想でいくのかというのを市民の皆さんに問うような機会というのもぜひ設けていきたいと思っています。

きょうは、そういった意味で、総合区の素案というのがある程度、具体的なものができ上がりましたので、皆さんにご説明を申し上げて、そして皆さんのご意見を聞かせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

きょうは本当にありがとうございます。

(司会)

続きまして、上野区長よりご挨拶申し上げます。

(上野北区長)

北区長の上野でございます。

本日は、総合区素案に関する住民説明会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほどの市長のご挨拶にもありましたように、総合区素案はこれからの区のあり方に関する重要なテーマであり、また区民の皆さんに直結する、行政サービスに直結する事案でございます。事柄でございます。本日、私も、区が主体となって課題解決を進める立場からこの場に出席しております。これからの説明、行政用語などありましてわかりにくい点も多々あるかと存じますが、ご遠慮なくご質問いただきまして総合区案に関する理解を

深めていただければと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局長の手向のほうより、本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

説明会を担当しております副首都推進局長の手向でございます。

きょうは、このように、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、私のほうから、きょうの説明会の開催趣旨を申し上げたいと思いますけども、基本的に、市長のほうから、なぜ今、大都市制度を改革しなければならないかということにつきましてはきちっとした説明をしていただきましたので、その部分は省かせていただきまして、大都市制度改革を行うに当たりまして、今、大阪市では、総合区制度と特別区制度、この二つの制度を検討しておりますが、今回、総合区素案のほうを取りまとまりましたので、そのことにつきまして住民の皆様にご説明させていただきたいということで、こういう機会を設けさせていただきました。

きょうの説明会は、これはあくまでも行政が主体となって説明会を行うものです。この総合区の素案自身、今現在は行政の案としてはできてはるわけですが、この後、また議会等で議論いただきまして、場合によっては内容について追加修正されることもあるということで、現時点で案として確定し切ったものではないということをご申し上げたいと思います。それから、もう一方の大都市制度である特別区制度につきましては、先ほど市長申しましたように、今、別途、大阪府と大阪市でつくっております大都市制度協議会、そちらのほうで検討が進みつつあるところでございます。きょうはあくまでも総合区素案ということでございます。最終的には総合区と特別区のいずれの制度を選択するのか、これは住民の皆様にご判断いただけるように、この二つの制度について私どものほうとしては取りまとめていきたいというふうにご考えてございまして、こうした考え方を基本に今後の議会等でも議論していきたいというふうに思っております。

きょうの説明会は総合区の説明会ということですが、まだ今の時点で、総合区と特別区、どちらが優劣つけばどうなるのかといった話であるとか、皆さんにすぐ選択していただくというような場ではございません。また、これはあくまでも素案の説明会という場ですので、この素案や、あるいはこういう制度と関係のないご発言でありますとか、少し政治的な主張といったことについてはこういう場にはふさわしくございませんので、後の質疑の場でもご遠慮いただけたらというふうに思っております。

この後の説明につきましては、こういうことをご聞きになられることは初めてという方も多くいらっしゃると思いますので、できるだけ丁寧にゆったりしたペースで説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、お手元の資料、こちらのほうなんですけれども、「総合区素案に関する住民説明会資料」というのがお手元にあると思いますけれども、その資料に沿いまして事務局のほうよりご説明いたします。

その後、皆様方より説明内容に対するご質問をお受けさせていただきたいと思います。

なお、お手元のほうにアンケート用紙を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

説明の方は副首都推進局制度調整担当部長の川平よりご説明申し上げます。

なお、お手元の資料と同じものを前面のスクリーンのほうに映しておりますけれども、少し見えにくくなっていると存じますので、お手元の資料もあわせてごらんいただきながらと思います。

それでは説明のほうをお願いします。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

副首都推進局制度調整担当部長の川平と申します。よろしく願いいたします。

恐れ入りますけれども、着席させていただいてご説明申し上げます。

お配りしております「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿って私のほうからご説明申し上げます。

まず、表紙をごらんいただきたいと思います。表紙の下のほうに、この資料の位置づけ等を記載しております。

この資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成したものでございます。この資料で説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されます。また、総合区とは別に、特別区についても、現在、制度設計等の議論、検討が進められてるところでして、最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、ページをお開きいただいて1ページから2ページ、見開きに総合区設置後のイメージを記載しております。この見開きの左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区を設置した後の大阪市のイメージをお示ししております。

左側でございましてけれども、現在の大阪市の市長のもとに局と24の区役所があることをお示ししております。局と申しますのは、大阪市全体を見通した施策を保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織でございまして、我々の副首都推進局というのもその一つでございまして。現在は、例えば保健医療施策を担う健康局や社会福祉を担う福祉局など、20以上の局が中之島の本庁舎などに設置をされているところでございまして。これに対しまして区役所は地域ごとの仕事を担うものですので、現在の24行政区ごとに設置されておまして、住民の皆様の身近なところで市民協働や窓口サービスなどを担っております。

見開きの右側では、総合区設置後にそれがどう変わるのかということをお示ししており

ます。左側では24区役所というふうにお示ししておりますけれども、右側のほうの中ほどでございますが、八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっております。今般の総合区素案では、政令指定都市であります大阪市という枠組み自体は変更せず、大阪市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置いたします。さらに、一つの総合区には、区によってこれは異なりますけれども、2から4の地域自治区事務所を設置いたします。

総合区設置によって主に何が変わるかにつきましては、左上の局から右の中ほどへ向けた矢印のところをごらんいただきたいと思っております。住民の皆さんに身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移しますというふうに記載しておりますが、右側の八つの総合区役所の下に記載しております、例えば保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらは、現在は先ほど申しました大阪市全体の施策を担う局のほうで行っておりますのが、総合区設置後は住民の皆様により身近な総合区役所において総合区長の判断により行われるということをあらわしております。

一方で、左の24区役所が担っております仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま、右横への矢印で、住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施しますと記載しておりますように、右側の24の地域自治区事務所の下に記載しております、例えば住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは現在の24区単位でそのまま行うことになります。

右側に記載しておりますけれども、地域の実情に応じた施策の実現という欄をごらんください。住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うとともに、施策を実行するため市長に意見を具申するなど、総合区長、総合区の設置により、こういったことをめざしていきたいというふうに考えております。

その図の上のほうにございます、総合区設置後と書いた市長の横の括弧書きのところなんですけれども、住民の皆さんに身近な仕事につきましてはその権限を総合区長に移管いたしますけれども、予算編成や条例提案などの仕事につきましては今までどおり市長が大阪市全体の視点から行うということになっております。

この見開きにおきまして、総合区設置によって何が変わるのかの大まかなイメージをざっと申し上げましたけれども、詳しくは、この後それぞれの項目ごとにご説明していきたいと思っております。

3ページをお開きいただきたいと思っております。

「もくじ」でございます。目次にお示ししておりますとおり、本日は、総合区素案の内容と書いてあるところの下に記載してあります1から12の項目と各総合区の概要についてご説明をしたいと思います。

目次の一番下の枠囲みに記載がございます。本資料でお示ししておりますコスト、組織、予算等の数値につきましては、今後の精査により変動する可能性がございます。また、総合区役所の位置や名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としております。

それでは、次の4ページをごらんください。

「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」というページでございます。

ここで記載しておりますのが、大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、持てる

ポテンシャルを発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めておりますが、それを制度の面から支えるものとして総合区などの制度改革が必要と考えており、その考え方を示したページがこのページになります。

上段の「大都市・大阪が抱える課題」からご説明申し上げます。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向が続いておまして、大阪府・大阪市において一本化いたしました成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、また、地方分権改革は道半ばであることなどを記載させていただいております。

こうした課題の克服に向けまして、中ほどの記載でございますけれども、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルにつきまして、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。また、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

その下の矢印の下でございますけれども、東西二極の一極となる“副首都・大阪”の確立に向けまして、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。

そして、一番下の記載でございますけれども、これらの実現に向けましては都市機能の充実とそれを支える制度が必要であるということをお示ししております。

5 ページをお開きください。

2 番ですけれども、副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革になります。ここにお示ししておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考えておまして、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区、それぞれ制度案を作成することとしております。

なお、広域機能、基礎自治機能というふうに申し上げましたけれども、簡単に申し上げますと、一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能というのは県が担う機能になります、基礎自治機能というのが一般的には市町村が担うという役割分担になりますけれども、大阪市の場合は政令指定都市ということになりますので、市としての基礎自治機能を持ちながら広域機能の一部も担っているというのが現状でございます。

このため、その下の「現在の制度（行政区）」の欄があると思うんですけども、広域機能の欄に記載の通り副首都推進本部会議というのを設置いたしまして、この場を活用して大阪府知事と大阪市長が協議・調整を行っているということになっております。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスが提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するものとして、一番下の表でございますけれども、指定都市制度における総合区制度と特別区制度、この二つの制度について検討を行っているところでございます。その二つの制度をその表で記載をしております。

表のうち、基礎自治機能の欄でございますけれども、指定都市制度における総合区制度では、政令指定都市である大阪市が存続いたしまして、市長、市会のもと行政を展開します。

その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体にかかわることは市長が引き続きマネジメントをいたします。

これが表の右側の特別区制度のほうでは、大阪市を廃止いたしまして、新たに基礎自治体となる特別区におきまして、選挙で選ばれた区長や区議会のもとで行政を展開し、区長が予算編成や条例提案などを通じて総合区政をマネジメントしていくということになります。

広域機能につきまして申し上げますと、総合区制度では、上でご説明いたしました現在の制度と同様ですけれども、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定するということを書いております。特別区制度のほうでは、大阪府にこの広域機能は一元化をいたしまして、大阪府知事が方針決定するというをお示ししております。

6 ページ、3 番、大阪市における総合区制度をごらんください。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものといまして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げております。

左側の欄の「住民自治の拡充」でございますけれども、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移していくなど、総合区長の権限を拡充いたします。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組みを構築いたします。さらに、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築してまいります。

また、右側の「二重行政の解消」の枠でございますけれども、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、大阪市長は大阪市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組みまして、大阪府・大阪市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、その下の総合区の仕事と区数について申し上げます。中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性の両方のバランスを考慮いたしまして制度を設計いたします。

まず、左下の総合区の仕事につきましては、一般市が実施する事務をベースにいたしまして、住民生活と密接にかかわる仕事を担います。その右の総合区の区数につきましては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するために一定規模の人口が必要であること、それからサービスに必要な組織体制と財源を区に整えるとともに、体制整備に必要なコストを抑制することを基本的な考え方としております。こういった考え方を踏まえまして、下段に記載しておりますように、将来推計の人口ベースで約30万人程度の8区へ合区をすることといたしております。

なお、後ほどご説明いたしますけれども、24区単位で地域自治区を設置いたしますので、窓口サービスは継続して実施することとしております。

7 ページをお開きください。

4 番、総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についてご説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載しておりますけれども、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定いたしました。①でございますけれども、先ほどご説明いたしま

したように、各総合区における将来人口、これは平成47年の人口を申し上げております、これを30万人程度といたしまして、各区の間の人口格差については最大2倍以内に抑えるということをはじめといたしまして、②番、地域コミュニティを考慮いたしまして過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③番、住民の皆様の円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④番、工営所や公園事務所など既存の事業所・施設をできる限り活用すること、⑤番、防災上の視点にも考慮することの五つの視点に基づいて策定をしております。

その下の地図では区割りと総合区役所の位置を示しております。

なお、この本資料でお示しいたしております区名について、第一区から第八区というふうに書いてございますけれども、これはあくまでも仮称でございます、北のほうに位置する区から順番に番号を付させていただいているものでございます。

本日ご説明に伺っております北区につきましては、旭区、都島区と合区する区割りとなっております、仮称の名称でございますけれども、ここでは第二区というふうにさせていただきます。

8ページをごらんください。

総合区役所の位置についてでございますけれども、その選定に際し考慮すべき条件として3点挙げております。住民の皆様からの近接性、これは庁舎までの距離ではかっております。交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間ということではかっております。もう一つ、地域における中心性、これは現在の区の間での移動人数を見ております。これらの3点から見させていただきまして、現区役所庁舎をそれぞれ点数化して評価を一旦行っております。この点数の多い区役所庁舎を優先としながら、それぞれの庁舎面積が新しくつくる組織体制で必要となる面積を満たすかどうかといった充足状況、あるいはそれに市が持っております施設を活用できるかという状況を勘案いたしまして、総合区役所の庁舎の場所を選定しております。

その結果といたしまして、ページ中ほどに記載しておりますけれども、選定庁舎の表にございますように、第一区は淀川区役所、第二区は北区役所といったことで、第八区まで総合区役所の庁舎を表に記載をさせていただいております。

表の下でございますけれども、記載しておりますように、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴いまして、これらは変更する可能性がございます。

なお、繰り返しになりますけれども、現在の24区役所で担う窓口サービス等の住民の皆様様の利便性の維持につきましては、24区単位で地域自治区事務所を設置いたしますので、区役所が実施してる窓口サービス等の事務は継続して実施してまいります。

続いて、区の名称でございますけれども、名称につきましては方位や地勢等を考慮いたしまして、さらに親しみやすさ、わかりやすさ、簡潔さを基本の考えといたします。総合区設置が決定しました後、設置する日までの間に、住民の皆様のご意見等を踏まえて条例で定めていきたいというふうに考えております。

なお、今回の総合区の区割りににつきましては合区を伴いますことから、現在の区名が変わる区も出てまいります。これにより住居表示が変更される可能性はございますが、その際は住民の皆様への影響を最小限とするよう関係機関と調整を図ってまいります。

次に、9ページをごらんください。

5番、局と総合区・地域自治区の主な仕事でございます。

9ページの上段に、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示しをしております。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が地域で実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した住民の皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等の仕事は、今までどおり市長が全体の視点から行います。

これらの内容を図でお示ししたのが9ページの下に記載しているものでございます。この図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載しております。現在の大阪市の仕事は白抜きの文字でお示しをしておりますけれども、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対しまして図の右側では、同じく白抜きの文字なんですけれども、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示しをしております。さらに、八つの総合区の中の仕事につきましては、8総合区役所で実施する仕事と、先ほどから申し上げてます現在の24区単位で設置いたします地域自治区事務所で実施する仕事に分けてお示しをしております。

もう一度、図の左側になるんですけれども、局が実施する仕事について、左側の局の中に二つの枠囲みがあると思うんですけれども、その上のほうの枠囲みでは、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しております。これらの仕事につきましては、矢印の先なんですけれども、図の右側では、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしております。

左側二つ目の枠囲みについてなんですけれども、これは現在局が実施してる市立保育所の運営など六つの仕事を例示させていただいておりますけれども、総合区設置後にはこれらの仕事につきましては八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中にお示しをしております。

もう一度恐縮なんですけど、左側なんですけど、現在の24区単位で実施しておる仕事につきましては、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスといたしまして児童手当の申請受理や支給決定などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、窓口サービスに係る調整や支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しておりますこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事につきましては、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事といたしまして、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り24地域自治区で実施としておりまして、これまでどおり実施してまいります。また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事につきましては、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事とあわせまして八つの総合区で実施することとなっております。

10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について記載をしております。

ここでは、こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野におきまして、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめさせていただきます。

いております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けまして、総合区長の裁量により総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表なんですけれども、縦の欄には先ほど申し上げました四つの分野を書いております。横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果ということを書いております。

こども・子育て支援につきましては、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立の小学校で実施しております児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて、総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかという効果をお示ししております。

なお、この表の中の総合区の仕事の欄におきまして、白抜きの点線囲みに記載をしております保育所の入所決定や保育料の徴収等につきましては、現在既に区役所で実施をしておる仕事を総合区でも引き続き実施するというをお示ししています。

次に、福祉の欄でございますけれども、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄ですけれども、例えば老人福祉センターの運営におきましては、指定管理者の公募に当たりまして、募集条件に地域における身近な福祉施設として住民の皆様のニーズを反映するというので、施設の利便性の向上が期待できるのではないかということをお示ししております。

その下のまちづくり・都市基盤整備でございますけれども、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることによりまして、道路の日常管理や公園利用の支障となってる遊具の使用禁止や樹木の剪定など、より迅速に、よりきめ細かい対応が可能になるということが期待できるのではないかということをお示ししております。

一番下の住民生活におきましては、スポーツセンターやプールの運営につきまして総合区の仕事とすることによりまして、指定管理者の公募において地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映するというので、施設の利便性の向上が期待できるということをお示ししております。

11ページをお開きください。

「6 期待される効果」ということでございます。

これは、今申し上げたことを、どのような効果が期待できるのかということ、もう少しわかりやすくイメージ図としてお示しをしておるものでございます。ページの上段のほうにはそれぞれ現在の状況を書いて、矢印の先、下のほうには総合区を設置した後のイメージというのを記載させていただいております。

イメージ①では、先ほど申し上げましたが、保育所の設置・認可についてになります。上のほうの現在のほうですけれども、保育所の設置・認可につきましては、保育所の数など①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため②地域調整を行います。その後、③事業者の決定の後、開園という手続になります。

この流れの中で、現在、区役所では②の地域調整を担っておりますが、総合区設置後につきましては、下の図に記載をしておりますように、これまで市役所で実施していた①の整備計画の策定や③の事業者の募集決定も含めまして、一貫して総合区役所で実施できる

ようになります。これによりまして、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件につきまして募集要件を設定することが可能となりまして、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかというふうに考えております。

なお、総合区のイメージ図の右上のほうに記載をしておりますけれども、予算の編成や条例の提案などの大阪市全体の観点で実施する仕事につきましては市長の権限として残ることになります。

次に、12ページでイメージ②として道路・公園の維持管理について記載をしております。現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、道路の補修とか樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所とか公園事務所といったこととなりますけれども、これら工営所や公園事務所を現在所管しているのは局になります。局になりますので、例えば区役所で住民の皆様から相談や要望を受け付けた場合でも、別の組織である局との調整が必要になっているというのが今の現状でございます。

これが、下の図でございますけれども、総合区設置後には、住民の皆様への身近な生活道路や小規模な公園につきましては、現在局が実施しております維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すということにしております。総合区に移管されることとなります。これにより、住民の皆様からの要望に対しまして総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかという効果を考えております。

13ページをお開きください。

イメージ③で放置自転車対策についてお示しをしております。道路・公園と同じような考え方になりますけれども、現在、放置自転車対策につきましては、住民の皆様から放置自転車を撤去してほしいといった要望に対しまして実際に対応するのは工営所ということになります。この工営所の所管は局になりますので、例えば区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整を行ってからの対応ということになります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所の所管とともに総合区に移すこととなります。これにより、住民の皆様からの要望に対しまして、総合区長のマネジメントのもとワンストップで総合的に判断できるようになりますので、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上にきめ細かく対応できるのではないかというふうに考えております。

14ページ、イメージ④としましてスポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示しをしております。現在のところですが、住民の皆様からの体育館の利用時間を長くしてほしいなどのご要望に対しましては、担当しております局のほうで全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定し、対応をしておりますところでございます。

総合区設置後には、下の図に記載しておりますように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応まで総合区が担うこととなります。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上に地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかというふうに考えているものでございます。

15ページに、イメージ⑤としまして住民の皆様身近な施策の充実についてお示しをしております。ここで例示として挙げておりますように、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしいとか、施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんに身近なサービス充実についての要望などを区役所が今お聞きをいたしましても、区役所がみずからの判断で決定するという事になっておりませんので、区役所がそれぞれ担当しております関係局のほうに要望、調整して、その事業を担当しております局のほうで事業の内容を決定してというのが現状でございます。また、区役所のほうでは事業を実施するための予算や職員体制には限りがあるということで、皆様のご要望に十分に対応できてない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載しておりますように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区に移すということにしておりますので、地域の実情やニーズを踏まえ必要なサービスを総合区の中で総合的に調整・検討して総合区長が判断することができるようになります。これによりまして、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮して、住民の皆様のニーズが高いと判断される事業に重点的に予算や職員を配分することで、これまで以上に地域の実情に応じた行政サービスを提供できるのではないかとこのように考えているものでございます。

16ページをごらんください。

7番、総合区政会議、地域自治区・地域協議会でございます。

総合区素案では現在の24区を8区へ合区することとしておりますけれども、一方で、住民の皆さんには育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかなどの合区に対する不安感があるということ踏まえまして、その対応について記載をしております。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただきまして、区政運営に反映させるための総合区政会議を設置いたします。また、地域コミュニティを維持しまして、意見を市政・区政に反映させるため地域自治区・地域協議会を設置することとしております。

中段の枠囲みですけれども、総合区政会議の内容を示しております。総合区政会議は、区域内の施策及び事業につきまして、立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置することとしております。また、地域自治区の事務所において、現在の24区役所で提供する窓口サービスを継続して実施いたします。さらに、地域協議会では、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受けまして、あるいは建議によりましてみずから意見を述べることができるものでございまして、大阪市長、総合区長は必要に応じて適切な措置をとることとされております。右側にはそれらをイメージとして図にしております。

17ページをごらんください。

総合区を設置した場合の組織体制がどうなるかということをお示ししております。

17ページの上段にお示ししておりますように、総合区の組織体制におきましては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築というのが一つと、もう一つは、総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目ですけれども、特別職の総合区長をサポートするため局長級の副区長を設置いたします。これは、総合区長はこれまでの区長と違ひまして今の副市長と同じ特別職となり

ますことから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目でございますけれども、総合区の政策・企画機能の強化のため部長級による部制を導入いたします。総合区では、こども・子育て支援、まちづくりといった分野で、より大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供するという役割が期待されます。これまでの区役所では課という単位が主になってると思うんですけども、こういった課という単位ではなく、より大きな部という単位で、各部長のもとそれぞれの分野における企画機能を強化いたしまして、総合区に期待される役割を実現していくというのがその趣旨でございます。

三つ目としましては、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備いたします。これは、繰り返し申し上げて恐縮ですけども、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、現在の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するというものでございます。

ページの下段のほうでは、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししております。地域自治区事務所につきましては、24の区役所庁舎を活用して設置をするということになっておりますので、八つの総合区については地域自治区事務所は総合区役所の中に置かれるというふうに考えております。

総合区役所と地域自治区事務所の役割でございますけれども、八つの総合区役所では総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割というのも担うこととなります。そのための組織としまして、イメージでお示ししておりますように、総合区長のもとに局長級の副区長を設置いたしまして、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しております。一方、地域自治区事務所におきましては、現在の24区単位で窓口サービスを継続して提供することや、地域コミュニティを維持しまして、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制としまして、地域自治区事務所のほうでは、地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。ただ、この組織体制につきましては、現時点でのあくまでイメージというふうにお考えください。総合区設置後は、総合区長の権限によりまして、総合区内の組織のあり方や職員配置は総合区長が決定できるということになりますので、その旨記載をさせていただいております。

18ページに職員の配置をイメージとして書かせていただいております。

多くの仕事を局から総合区に移すこととなりますので、それに伴いまして総合区のほうへ職員も局から移るということになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかというのを大枠のイメージとしてお示したものがこれになります。

一番左側の現在（平成28年度）と上に記載された棒グラフに示しておりますように、平成28年度現在は局で1万1,600人、24区役所の方は4,800人という職員構成になっております。

これが右側の総合区設置後の棒グラフでは局が9,400人、24区役所で7,000人という構成に変化をしております。全体は1万6,400人で変わっておりません。局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されるということをお示ししております。

右の表では局から区へ移管する職員2,200人の内訳をお示ししております。現在、局の

所管である工営所、公園事務所、保育所は、先ほど申しあげましたように事業所ごと総合区へ移管をされます。これらの事業所を除きますと、事務の移管に伴っては230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みというふうに考えております。

ページ下段の（参考）のところでございますけども、表の上段、①総合区役所は、総合区役所とその中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務の内容とともに記載をしております。例えば総務企画部門に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担います。1区当たりの平均ということで、そこでは74人の職員配置を予定しているということを記載しているものでございます。表の下段のほうで、②の地域自治区事務所では、総合区役所の中に設置される地域自治区事務所とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務の内容を同様にお示ししているものでございます。

19ページをごらんください。

9番、総合区の予算の仕組みについてご説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みの構築をすることといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメントを発揮する仕組みとしていきたいと考えております。総合区長の自律性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と予算に対する意見を申し上げられる予算意見具申権の具体化を図ることとしております。総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任も果たしていくこととしております。

その下で、より具体的に申し上げますと、まず、①の総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のところですけども、20ページの上のほうのイメージ図なんですけれども、この図では総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージをあらわしております。これは平成28年度当初予算の金額で試算をしたものでございます。現在の24区で区長が関与できる予算には、直接マネジメントできる区予算約82億円というのがございます。これに加えまして、各局で予算計上して区長がシティマネジャー、CMといいますけども、CMとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円あります。

総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算が約226億円に増えまして、また、局から区に予算を配布して総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。

19ページに戻っていただきまして、中ほど上から三つ目の枠をごらんください。

総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されるということになりますので、これまで以上に選択と集中による事業の再構築が可能になると考えているものでございます。また、インセンティブ制度を活用して確保した歳入は総合区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細やかで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページの中ほどの「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民ニーズを市政・区政に的確に反映するため、総合区長の予算意見具申権の具体化を図るものです。総合区長が、大阪市長やその下の副

市長と意見交換する仕組みの整備を行います。また、住民に密接にかかわる各局所管の事務も意見具申の対象とすることを示しております。具体的には、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるように、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場、これ仮称としてサマーレビューというふうに申し上げておりますけども、このサマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場合も総合区長が直接参加するように考えております。さらに、予算編成段階におきましても、直接総合区が説明する場などを設定するなどいたします。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿がわかり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ねまして予算の一層の見える化を推進していくことを示しております。こうした取り組みを通じまして、地域の皆様のご理解と関心が高まって、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながるというふうに考えているものでございます。

21ページをお開きください。

総合区の財産管理についてご説明いたします。

財産の管理権限につきましては、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管してまいります。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は大阪市長に残ることとなります。

総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左端に縦書きで、局長が管理、現区長、と区分の記載がありますように、表の点線から上の部分が局長、下の部分が現区長の管理する施設を例示しています。現在は区内の多くの施設を各局長が管理しておりますが、総合区設置後は、表の右端に矢印で記載の通り、住民に身近な施設を総合区長が管理することとなります。表では、総合区長が管理をすることとなりますことも、福祉をはじめとする各分野の主な施設について濃い網かけでお示しをしております。その表の下をごらんいただきたいんですけども、住民の皆様のご身近な施設を総合区長が管理することになりますことによりまして、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能になるのではないかと考えております。

その下でございませけれども、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載をさせていただいております。

同じ21ページの下段に、11番、総合区設置に伴うコストを記載しております。

このコストにつきましては、本素案作成時点の前提条件を置きまして、それに基づいて総合区設置に伴い発生する一時的な経費であるインシヤルコスト、これが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費となりますランニングコストが約9,000万円と試算をしております。

具体的には、各総合区役所の庁舎における執務室の改修経費や、事務移管等に伴いまして発生する大阪市が保有する各種システムの改修経費、そのほか区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などを考えております。

次の22ページ、12番、総合区設置の日についてご説明申し上げます。

総合区設置の日につきましては3点考え方をお示ししてございまして、住民サービスに支

障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、それから各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討しておりまして、総合区設置決定から約2年後を目途としておるところでございます。

その下の表につきましては、米印で参考資料と書いてございますけれども、大阪市とそれから人口100万人以上のほかの政令指定都市との区の人口などを比較したものと、大阪市内各行政区の人口・面積を表にして参考資料として記載をさせていただいております。

次の23ページからは、今回の第一区から第八区まで、各区の概要というのを8総合区ごとに人口・面積、市民利用施設といった概要とか、産業等の特徴をそれぞれお示ししております。

北区につきましては24ページに、第二区として北区、都島区、旭区と合区する形で第二区の概要を書かせていただいております。第二区につきましては、例えば平成27年の人口で申し上げますと32万2人ということになります。平成47年の将来推計人口については29万7,982人と見込んでいるところでございます。第二区の特徴ということを右下の欄に記載をさせていただいておりますので、そこをちょっとごらんいただきたいと思っております。一つ目に書いてございますように、西日本最大の地下街、大川・中之島エリアにある歴史的建造物、美術館などの文化集客施設などを有しており、都市基盤が充実するビジネス・商業エリアとしております。また、西日本最大の利用者数を誇る大阪・梅田ターミナル周辺では、大阪駅北側の「うめきた」をはじめとしまして民間による大型の開発プロジェクトが進んでおります。それから、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点をめざす「うめきた2期区域」のまちづくりや、仮称でございますけれども大阪新美術館建設をはじめとする中之島エリアの文化芸術における拠点化、また、再生医療における国際拠点化に加えて、なにわ筋線の新駅開設による鉄道ネットワークの充実等が計画されているところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

(司会)

以上で説明のほうは終了いたしました。

これよりお時間の許す限り皆様からご質問のほうをお受けしたいと思っております。

冒頭お願いいたしました、ご質問等に関しましては、総合区制度や本素案と関係のないもの、また政治的なご主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もし、そういった趣旨のご発言と判断させていただいた場合は、まことに失礼でございますがその時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それでは、ただいまの説明に対するご質問をお受けしたいと存じますが、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただきましたら私のほうで指名させていただきます。お座席のほうまで担当のほうはマイクをお持ちいたしますので、インターネットでごらんの方々もお聞きいただけますように必ずマイクを通してご発言ください。

冒頭申しましたが、できるだけ多くの方々のご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問は発言機会1回につきお一人様で一つとし、簡潔にご発言いただけますようよろしくお願いたします。

また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただけますようご協力をお願いいたします。

司会者からの指名を受けていない方のご発言あるいはやじなど、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、素案説明させていただきましたけれども、ご質問のある方おられましたら挙手のほうをお願い申し上げます。

そういたしましたら、右から2列目の、もう一度手を挙げていただけますか、右から2列目の後ろから4番目の帽子をかぶってる、はい。マイクをお持ちさせていただきますので。

(市民)

生野区の〇〇と申します。

自分、去年に三重から引っ越して、ぶっちゃけ生活保護を受けてるんですけど、生活保護を受けながら感じてるのは、西成区、ありますやろ、うちら生野区と西成区の違いという、自分は普通にマンション借りれてるんですけど、西成区の元ホームレスの人とかやとドヤに住んでるんですよ、三畳一間の。それって生活保護法としてほっとけるんかどう。それで、総合区になったら西成区の保護者も普通にアパートやらマンションに暮らせるのかどうかと、もう一つ、総合区になって、自分、大阪選んだ理由というのが、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンとか、生野区の近くやとあべのハルカスとか、そういうのを生きがいにして、三重から引っ越して大阪で頑張れるかなと思って出てきたんですけど、弁護士に言われたのが、生活保護を受けんのにそんなん遊園地どころやないやろうとか、生活保護の分際でとかみたいな言い方されたんですけど、総合区になるに対して、生活困窮者はこういうとこへ立ち入るなとか、そういうふうな差別が生まれるというより、今の段階の差別根性みたいなのが総合区になって解消されるのかどうかを聞きたいです。

(司会)

はい、わかりました。

(吉村大阪市長)

まず、生活保護についてですけど、これは今も区役所の窓口で申請受理受け付けてまして、これは総合区になっても今の区役所の窓口というのは残ったままですから、生活保護と総合区という意味では直接の関係というのは、今と何か大きく違うかといえば大きく変わることはないと思います。例えば総合区が八つになるから今の区役所で生活保護の申請ができないのかといえばそうじゃありませんから、今と同じような形で利用いただいて、そして今と同じような形で審査をする、そして生活保護の受給対象の方は生活を支えるために受給するという形になると思います。不正受給については、これはきちんとルールがありますから、不正受給というのはあっては当然ならんことですから、これは不正受給の対策のチームというのを区役所につくってます。それも引き続き、総合区になったとしても生きていくんだろうというふうには思います。

あとは、生活保護について、例えば遊園地に行っちゃ駄目だとか、そんなルールはあり

ませんので、生活保護で渡されてるお金の範囲で、これは健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要なものだというのが基本的なルールですので、ルールに基づいて生活保護というのはこれからもやっていくという形になると思います。

(司会)

ほかの方、ご質問等ございましたら。

そういたしましたら、左の列の後ろから5番目、真ん中ぐらいですかね、今、手振られた方です。マイクをお持ちしますので少しお待ちください。マイクはいきましたか。

(市民)

北区の〇〇といます。

今、丁寧な説明と資料をざっと見させていただいて感じたことは、要は、皆さんの関心は、それをやることによってメリットは、デメリットはいったい何やろかということだと思うんです。

私、ずっと見させていただいて、大阪市の局数は幾つから幾つに減るんですかね。それをまず確認させていただいて質問させていただきたいんですけど。どこか書いてますかね。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

いえ、局の数自体については、今現時点で変更するというのを前提にしておりませんので。

(市民)

あんまり人数減ってありませんので現状とそう変わらんのかなと。主に現場に近い業務が総合区に移管されるというふうな理解でいいのでしょうか。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

身近なサービス、仕事を総合区役所に移すんで……

(市民)

現場に近い仕事ですよ。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

はい。職員もそのまま現場に近いほうに移させていただくというふうな考え方です。

(市民)

じゃ、そのことによる人件費の削減効果とかいうのは。組織小さくなるから生首切ることにはならんと思うんで、皆さん、職員の方も生活がおありでしょうから。これ、将来的にはやっぱりシステムを導入するとかということに、人件費削減というようなところへつながっていくんですかね。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

現時点でも、大阪府の市政改革プランということで、人員マネジメントに沿って職員数についてはマネジメントしていておりますので、それ自体は続いていくという考え方に立っております。

(市民)

なぜそんな質問をするかという、私、3公社の民営化を味わった当事者でございます。一応、構造改革ということで、本社から近畿、大阪、それから電話局という、4階層から2階層ということになりました。

(司会)

ほかの方が手を挙げてたんで、まとめていただければと思います。

(市民)

できるだけ短くやります。

(司会)

はい。

(市民)

4階層から2階層にして本当に風通しをよくするということではいきましたけど、何回も組織を見直してそれがよくな……達成されたということで、私、1回でなかなか改革がされるような、それと、要は組織の看板のかけかえ、ロケーションもあんまり変わらないということで、どれだけ改革がなされるのかなというところを感じました。そこについてちょっと説明していただければ。

(吉村大阪市長)

これは人件費の削減というのを目的にしてるもんじゃありません。特にこの総合区についてはですね。要は、どういうことを目的としているかという、中之島の局数、おっしゃるとおり局の数は変わらないんですけども、局にいる人間も区役所のほうに移すようにします。

それから、今何が問題かという、区役所というのは出先機関のような状況になってます。僕がこう変えたいと思ってるのは、要は今、中之島の中央に全ての局と人間が集中してますから、それをできるだけ現場に近い区役所に落としていきたい。そこは市民の皆さんの近いところにありますんでね。これは口で言うだけでは駄目で、じゃ何が要るかという、やっぱりそこには組織が要ります、本当にやっていこうと思えば。頭脳部門の人間もいますし、現に動く組織部隊が必要になります。そういった意味で、公営所とか公園事務所とか保育所とか、そういった人員も総合区のほうに帰属させて、そして企画できるような人間も総合区に置くと。中之島にある集中してるのをそれぞれ八つに分散させていこうと、分権化させていこうというのが一つの大きなこの総合区の狙いだと思ってます。そ

れによって市民の皆様のご近くで物事が決定できると。全てはできないですけれども、そういったことで今よりはつながるといふふうに思っています。今はじゃどうなってるのと、今との比較です、これは。一挙に100点満点はできませんから、今との比較です。

(市民)

少しはよくなる。

(吉村大阪市長)

そういうことです。少しというか、今よりはだいぶ僕はよくなるというふうに思っているところです。

(司会)

すみません。重ねてお願いしたいんですけども、皆さん、手挙げられておられますので、また再度当てますので……

(吉村大阪市長)

職員数については、コストは増やそうと思えばこれは増やせる設計図もつくれるんですけど、これはやっぱりコストはできるだけ増やさないようにしていこうというのも一つの議論の中に出てきた重要なポイントでしたから、今の大阪市の職員の人数をベースにしながら、じゃ区役所に権限を増やしていったらどうするかというような視点が加味されて、8区のほうになっていったというような経緯もありますので……

(市民)

それと一番大事なのは職員のやる気ですわ。職員のやる気を上げるためにどうするかと。

(吉村大阪市長)

そうですね。職員のやる気についても、もちろん。今回のちょっと違うところが、区長に今、人事権はないんですけども、総合区の区になれば区長にも人事権が出てくるということになります。職員にやる気を持たせるためにいろんな施策は大阪市でも今やっていますけれども、できるだけ近いところに人事権を持ってる人間がおるといふのも僕は大事だと思っていますんで、そういった意味で今よりは僕は制度としては大きく変わるんじゃないかなと思っています。

(司会)

そういたしましたら、申しわけございませんが1人1回ということで。確かにお聞きになりたいこと何個もあると思いますので、また再度手を挙げていただければ、ほかの方が1回質問された後、また当てさせていただきますので、ほかにご質問、また改めてよろしくをお願いします。

質問ある方はよろしくをお願いします。

そしたら右から2列目の前から2番目の、はい。ちょっとお手を、はい。前から、はい。

(市民)

よろしく申し上げます。

総合区になったら合区などして住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスができるというのは、すごくいいことだと思います。

私がちょっと気になってるのが、この資料の19ページの予算の仕組みについてなんですけども、区長の権限がより強くなるというのは分かるんですけども、どこまで権限があるのかというのがちょっとわかりにくいかなと思って。予算の決定権は市長なんですけども、どこまで決定権というか権限がこの総合区長にはあるのかというのを伺いたいと思います。

(司会)

はい、ありがとうございます。

(吉村大阪市長)

これ、予算は、今の制度はどうなってるかという、予算の編成において区長から僕が意見を聞くという仕組みにはなってないです。法律でこれは決められてるんですけど、総合区というのが法律では制度化されてて、総合区長というのは市長に対して予算の意見を申し出ることができるというのが明確に書いてます。ですので、それに応じてじゃどういったことをしていこうかというのを落とし込んだのが今回の設計図なんですけども、予算編成をする最初の段階から総合区長にも入ってもらって、この総合区にはこういう予算が必要で、こういうことやっていきたいんだというのを最初の段階で市長、副市長も含めた意見交換をしていって、そしてできるだけ市長も、最終的な決定権はこれはもう市長です、総合区の場合は、特別区の場合は違いますけども、総合区の場合は市長の決定権になりますんで、最終決定権は市長ですけども、先ほど申し上げた総合区の区長の権限とされてるところについては、できるだけその意見を反映できるような予算の仕組みというのをつくっていただけることになるというふうに思います。

冒頭、ちょっと区長の意見を全く聞いてないみたいなんで、これはちょっと言い過ぎですけども、区長の意見はもちろん聞くんですけども、24区長の今の体制のままじゃなくて、先ほど申し上げた、まさに執行するような権限を総合区役所が持っていますから、早い段階から総合区長とそれから副市長——総合区長と副市長というのは、ちょっと難しいんですけど、特別職といって議会の皆さんからも同意をもらってやる市役所の中ではかなり上のほうの立場になります。予算の最初の段階から総合区長の意見を聞きながら区長が予算編成していくという、そういう仕組みになっていくだろうと。だから、市民の皆さんは総合区長に、じゃあれをしてくれこれをしてくれということを伝えやすくなるのかなというふうに思っています。

(司会)

よろしいでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問。

そしたら左の列の一番前の方ですか、はい。マイクお持ちします。

(市民)

こんばんは、同志社大学の〇〇です。よろしくお願いいたします。  
多くの方に、区政や総合区も、とても楽しかったです。

(司会)

よろしいですか。

(市民)

あ、大丈夫かな。

(司会)

何かご質問があればと思いましたが。

(市民)

ちょっと待って。区政の、区のCM予算、各局計上159億円。

(司会)

はい。

(市民)

いけてます。

(司会)

え。ごめんなさい、区CM予算159億円。

(手向副首都推進局長)

すみません。中身ですか、それともCMって何かということをお聞きになられてるんですか。

(市民)

最近、動画、よく見ます。

(司会)

すみません。ご質問があればと思うんですけども、もしなければ、ほかの方が手挙げておられますので。すみません。

(市民)

多くの方にごらんいただいています。

(司会)

すみません、ありがとうございます。

ほかに。

そしたら真ん中の列のまた前から2番目の、はい。

(市民)

すみません。1ページ目に、最終的には総合区・特別区のいずれかの制度を選択するのが住民ですと書いてあるんですけども、都構想が否決されましたらこの総合区になるということでしょうか。

(吉村大阪市長)

はい、僕はそういうふうに考えてます。

(市民)

はい、ありがとうございます。わかりました。

(司会)

ほかの方、ご質問。

そしたら左から2列目の後ろから5番目ぐらいですかね、マスクをかけられてる、はい。ちょっと手を挙げてください。ちょっとお待ちください。

(市民)

すみません。私、東住吉区の者なんですけども、東住吉区は平野区と合区されて総合区役所は平野区役所になるということで、私、東住吉区役所のほうが近いんですけども、東住吉区役所で行くとしたら窓口サービスぐらいなんです。窓口サービスは従来どおり24区の、自治区ですか、でやるということなんですけども、21ページですけども、インシヤルコストが62.7億円かかると、それで62.7億円かかっても住民サービスは現状維持だということになると、これ、インシヤルコストってどういう意味、というか、かけて現状維持ってどういうことなんかなと思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

(吉村大阪市長)

これはまず現状維持になるというふうには思ってません。じゃ、どういうことかという、要は総合区役所で決定できること、住民の皆さんで身近なことを身近で決定できるという仕組み、これは僕は皆さんの大切な税を使っていく上で非常に重要な仕組みだと思ってます。今は僕1人で全部見るような仕組みでやってますけども、総合区になれば総合区長の皆さんが、先ほど申し上げた例えば保育所の待機児童の問題であったり、いろんな道の穴ぼこの問題であったりというのを身近に聞いて、そしてスピーディーに決定して実行することができる、そういった組織体制をつくっていくという意味では、僕は非常に住民サービスの質が上がると考えてます。当然、住民サービスをやっていく上でお金はかか

ることにはなるんですけども、その質というのをこれからは追及していかなきゃいけないというふうに思っています。

それから、コストについて、62億円かかるやんかということですけども、これはここにあるように、21ページにあるとおりに、システム改修の経費が主になってきます。これ、一番最初にかかるのがイニシャルコスト、1年目かかりますけども、これはそういった質の高い住民サービスを実行できる仕組みをつくるために必要なコストだというふうに思っています。

(司会)

ほかの方、ご質問等——よろしいですか。ご質問等ございますか。

そしたら左から2番目のブロックの前から5列目の方ですかね。手を……。はい、そちらでございませう。

(市民)

市議会でも問題になりました吉村市長のカムフラージュ発言に関連してお聞きしたいと思ひます。

9月5日に、吉村市長、都構想をもう一回やりたい、そこだけできてますんで、この任期、総合区とかちょっといろんな戦略練って進めてますけれど、山の頂上というのは、特別区をやって、都構想をやって、大阪を都にして、成長する姿をつくって経済成長するよな、そんな日本を引っ張るよなまちにしたいと思ひますんで、いろんな戦略練りますけど、そこしか見てないですから、竹山さんみたいに途中で裏切らないから大丈夫です、皆さん、カムフラージュすることはありますけど、それは作戦、作戦ですから、必ず大阪を成長させたいからとおっしゃいました。

総合区というのは吉村市長の作戦なのですかというふうにお聞きしたいと思ひます。なぜかという、去年の説明会で松井知事は、制度としては総合区では二重行政は解消などできないというふうにおっしゃったんでね、去年。という意味で、お聞きします。

(吉村大阪市長)

まず、先ほどおっしゃったよな、これは維新の会の政治集会の場の発言ですけど、僕の政治的な思ひはそうです。僕自身は、これは議会の場でも申し上げてますが、都構想、そして特別区を実現したいというふうにお思ひます。きょうは行政の説明会の場ですので、どちらを選んでくださいということは言えませんが、そういった質問があるから僕はこう答えますけど、僕の政治的なスタンスはそうです。

そのカムフラージュという単語については、これは確かにちょっと表現として不適切だったなというふうにお思ひます。これは定例記者会見の場でも、これはやっぱり不適切であったという発言はさせてもらってます。じゃ、どうということかという、結局は市民の皆さんに最終的に特別区でいくのか総合区でいくのか、これを選んでいただきたいというふうにお思ひます。そういった意味で総合区についてもベストな案をつくっていく、これはもうやっています。僕自身も、ベストな案をつくっていく、そして、きょうもそうですけれどもこういった部局も動かして、ベストな案をつくっていききたいという思ひは変わ

ません。ただ、カムフラージュという言葉を使うと、じゃ本当に本気でやってんのといわれるように捉えられるかもしれない。だから、そういった意味で、発言としては、単語としては僕は不適切であったと思ってますが、僕自身の思い、つまり都構想を実現したいという思いは変わりません。ただ、最後に判断するのは市民の皆さんだと思ってます。市長よりも上にある、議会よりも上にあるのは市民の皆さんだと思ってますから、総合区、特別区、それぞれベストな案をつくって、最終は市民の皆さんにご判断をいただきたいというふうに思ってます。市民の皆さんが特別区を選ぶのであれば、それに邁進、最終的には実行していきますし、先ほどもご質問ありましたけども、じゃ都構想が否決されたら総合区なんですかといえば、そうだというのが今の僕の考え方です。

(市民)

作戦なんですかとお聞きしたんですよ。

(吉村大阪市長)

いや、だから今申し上げたとおりです。

(司会)

ほかにご質問ありますか。

そしたら右のブロックの後ろから3番目の方ですかね、はい。ちょっとお待ちください。

(市民)

18ページの表についてちょっとお伺いします。18ページの一番下のところに、総合区役所と並んで地域自治区事務所というのがあって、仕事の内容として窓口サービス部門、住民基本台帳とかいろいろある訳ですが、一つお聞きしたいのは、そういう基本台帳の交付とか、それは総合区長の名前で出されると思うんですね。まずその確認。

そうした場合に、地域自治区事務所というふうに書いてありますけど、これは出張所じゃないんですか。その点をお伺いしたいと思います。名称。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

名称は総合区長の名前で発行させていただきます。

出先ではないかということなんですけれども、24単位で地域自治のことをしっかりやっていく事務所として設置をさせていただくという形になりますんで、総合区役所と連携をしながらということにはなりますけれども、地域自治区事務所は地域自治区事務所として所長も置いてやっていくという形で考えております。

(吉村大阪市長)

要は、窓口部門として、考え方の発想は、今、市民の皆さん、区民の皆さんが、例えば北区役所で窓口申請して住民票とったりいろいろされてますけども、区民の皆さんが今区役所でできてる窓口申請とかそういったことは引き続きできるようにしていきましょう、それが背景思想にあります。だから、それは引き続き同じようにできるという形になると。

発行者の名前は総合区長の名前にはなりませんけれども、市民の皆さんが区役所でできる窓口サービスなんかはここでできるようにする、そのために地域自治の事務所というのは当然置くと。事務所という名前が区役所と比較して何か格下げになってんじゃないのみたいなイメージを持たれるかもしれないんで、ちょっとそういう質問かもしれないんですけども、中身としては今の区役所で申請できるようなことはきちっとできるようにするという事です。ただ、今、中之島でやってるような住民の皆さんに身近なサービスについて、総合区役所の中で組織と人を置いて、そこで実行できるようにしていこうということなんですけどね。

(司会)

ほかに。

そういたしましたら、左の列の前から3列目ですか、通路側の方、資料を持って手挙げられた方です。はい。

(市民)

〇〇と申します。

今回の総合区の素案、方向性として区の権限が高まる総合区というのは政令指定都市制度としてふさわしいものだと思いますが、ところが去年、11区とか7区ですとかいろんな形の区割り案が出ましたけど、今回、8区の案ということで取れんされてしまいました。ところが市民の方々は、え、そんなのあったのという形で、11とか8とか、8以外のいろんな案も知りませんし、地域自治区といっても、合併市町村で地域自治区を体験してるような地方の市町村の方だったらイメージ湧きますけれども、例えばここに来てる方でも初めて聞いたみたいな形だと思うんですよ。ですから、例えば来年の、吉村市長は2018年の秋に住民投票をやりたいと仰っていますけれども、今までの大阪市の合区の経緯ですとか道州制の区割り案みたいなものを28次調査会で出してる時なんかでも、何十年も議論やって三つの案に絞るみたいな、そういう過程があるわけですよ。この素案、8ということでじゃなしに、例えば2020年以降に、例えば2019年に統一地方選挙とダブル選挙がありますから、そこでしっかりと住民に説明して、それからじゃないと、こういう形で8区ということで決めてくださいというのは非常に暴論じゃないか。朝日新聞のアンケートでも、大阪市どうしたらいいですかというの、今のままでいいというのが半分ぐらいでした。ですから、2018年の秋に住民投票ですとか、これを8区をたたき台にするというのをもっと後ろにするということを受け入れますか、受け入れないですか。受け入れないんだったら徹底的に批判していきます。

(吉村大阪市長)

まず、ご承知の通り、5月17日、特別区が否決され、そして私の選挙がありました。その選挙において、私はもう一度都構想させてもらいたいということを市民の皆さんに訴えさせていただきました。当選させていただいて、特別区について今、法定協議会で議論を重ねていってます。総合区についても、これは議会の皆さんからも総合区という制度案についても検討すべきだというご意見もいただきまして、去年の夏に概案を作成し、そして

市民の皆さんには説明会もやりながら、当然議会の皆さんとも議論を重ね、今回、素案ということで8区案というのを outsizing いただきました。当然、これは最後決めるのは議会の皆さんとの話で決めていくという形にはなると思いますが、議論を十分踏まえて進めていきたいと思ってます。もし、私の任期中にそういうことをするのが、議論がセッシュツでおかしいと、それは違うじゃないかと、それをするんだったら私は反対だというのであれば反対していただいて結構です。

(司会)

ほかにご質問等ございますか。

そしたら左から2番目の列の前から4人目の方ですか。はい。

(市民)

不勉強なんで、ごく初歩的なことを質問してしまいますけど、それと私自身は都構想賛成なんで、それに向けていろんなことをやっていくというのは結構なことだと思ってるんですが、きょうご説明いただいたこの総合区の案というのは、これを決めるのは市議会が決めるということではないでしょうか。

(吉村大阪市長)

そうです。まず、案づくりというのは議会ではつくれません、議会には組織がないので案はつくれないです。ですので、総合区についての案づくりというのは、僕も議会の意見を受けて、僕は特別区をやらせてくれという話は当然してますけども、議会は特別区の議論はするけども総合区もやっぱりきっちりと考えるべきだという意見をいただいて、僕もそうだなというふうな思いを持っていますので、総合区というのを、今、こういった部局を使って現につくってる最中で、一定方向性が見えてきたということです。最終的に、特別区の場合はこれは住民投票、それ以外の手続もありますけど、市民の皆さんが決めるという形になりますが、総合区については議会の多数決で決めるというルールになっています。だから、最終的には、案づくりは役所でやりますけれども、それにマルかバツかというのは議会の皆さんで判断をいただくというのが手続であり、ルールになっています。

(司会)

ほかに。

そしたら左から2番目の後ろから3番目の、左から2列目のブロックの方の、通路側の、はい。

(市民)

すみません、北区の〇〇と申します。

いろいろと説明していただいたんですけど、住民にもっと親しくできるような説明というんですか、書いてあるんですけどね、総合区になれば住民と近くなるという。でも、総合区までいろんなことを、保育所を増やしてほしい、老人センターつくってほしいという

のを総合区まで行って、陳情というんですか、お願いに行かないと駄目なんですか。すると、そしたら北区なんかやったら、都島とか旭区の方なんかやったら一々この北区役所まで来るといことですわね。もっと近くでできないんですか、そういうふうなことは。

(吉村大阪市長)

相談業務というのは、基本的にこの北区役所でやってるようなことは、これは同じように市民の皆さんの窓口としては受けるという形になります。

大事なのは決定権がどこにあるかということなんです。北区役所に決定権はありません。最終的に今あるのは中之島にあります。市長が中之島に居、そして中之島の部局で決定していきます。保育所についてもそうです。最終的な決定権——相談は区役所に来られ、そして区役所が中之島に相談し、そういった形に裏ではなってるんですけども、今、北区役所に市民の皆さんが相談に行かれても、そこに決定権はないというような状況なんです。ですのでそれを、今、中之島にあるんだけれども、例えば保育所なんかでいうと、別に都島の人がこの北区役所まで来いというわけじゃなくて、都島の方は都島の区役所で、今、区役所のやってる地域事務所に行っていていただいて相談したらいいと思うんですが、都島と、当然、北区役所に総合区長がいるわけですけど、そこで決定していくという、だから中之島で決めていくのか総合区で決めていくのか、例えば保育所なんかについてはですね、そういったルールになります。だから、市民の皆さんの相談箇所というのは、別にそこまで足を運ばなきゃいけないというもんじゃないです。

(司会)

ほかにご質問等ございますか。

そしたら左の列の前から3番目ですか、の方です。ちょっとお待ちください、マイクをお持ちさせてもらいますので。前から3番目の方ですかね、はい。

(市民)

北区の〇〇といます。

ご丁寧な説明ありがとうございました。

1点だけお聞きしたいんですけども、市長さんもさっき仰っておられましたけども、総合区の決定は議会、市会ですというお話だと思うんです。今、住民説明会をしていただいて非常にわかりやすい説明、もちろん総合区についてはこれからいろんな議論が積み重ねられていくと思うんですけども、市会の決定事項であれば、当然、私たちは代議制のもとですから、市会議員を選ぶ時に総合区がいいのかどうかという判断も投票に委ねると思うんですが、この22ページの表の中では、表じゃないですね、開始時期云々につきましては、22ページやったかな、総合区の設置の日は総合区設置決定、これすなわち市会の決定やと思うんですけども、日から2年以内となっておりますけども、先ほどどなたか仰ってましたけども、特別区の住民投票が行われれば、仮にそっちになれば、当然、市会の総合区設置の決定はできなくなると思うんですが、そこら辺の関係性がよくわからないのと、市会で決まることをこうやって大規模に住民説明、いろんな詳細な資料までつくっていただいているんですけども、例えば過去の大阪市交通局の株式会社化等の大きな問題につきました

ては、敬老パス等については説明がなかったような記憶があるんで、そこら辺の関連性も教えていただけたらと思います。以上です。

(吉村大阪市長)

まず、おっしゃるとおり、基本的に、大阪市民270万人いますので、270万人で、全員で多数決で物事を決めていけるような仕組みができればいいんですけども、現実的に無理です。だから代議制をひいてます。ですので、皆さんが選挙で選んだ市議員の皆さん、あるいは市長が一定程度裁量を受けて決めていくというのが今の民主主義のルールです。ですので、今回のこの総合区についても、これは市民の皆さんが選んだ議会の皆さんというのは、これは皆さんを代表して、今、市議会として大阪市の意思決定をしていってますから、その皆さんで最終的には総合区についてマルかバツかというのは決定していただく。もちろん、そこに至るまでにいろんな議論をして、案づくりをつくっていくことにご意見いただいて、我々としてはもし修正するところがあれば修正して、理解を得られるような形で進めていくというのがまず大原則になります。ですので、この総合区自体を例えば住民投票にかけるとかそういうものではありません。特別区については、これは法律で決まってるんで、これは市長が選挙で選ばれて市民の代表で今僕がさせてもらってますし、市議会の皆さんも選挙で選ばれて市民の代表でやってますけども、法律で市民の皆さんに直接聞けとなっております。だから最終決定権は僕にありません。市議会にもありません。案づくりをするところまではありますけども、問うところまではできますが、最終的に決めるのは市民の皆さん。だから、そこについては当然提案し、そして市民の皆さんの判断というのは、当然、これは代議制で上がってきてる市長や市議会よりも上のところにある判断ですから、そこで特別区になるとなれば、それは決定して進めていきますし、それがバツだとなれば、今度はじゃ総合区で議会の皆さんの同意を得られるかどうか、得られるのであればそれで進めていくという形になると思います。だから、全てを聞くというのはなかなか難しいので、それぞれの市議会議員の皆さんであったり、こうやって直接の対話もやりますし、市議会の皆さんが代表で今出てますから、それぞれの24区にも市議会議員もいます、そういったところでの皆さんとのふだんのかかわりというものもあるんだろうと思いますが、いずれにしろ代議制ですので、そのルールの中で進めていくということになると思います。

(司会)

ほかにご質問等ございますか。

(吉村大阪市長)

市民の皆さんにもこういう制度があるというのは知っていただきたいというふうに思ってますので、270万人全員にお伝えすることはできないですけども、こうやって24区で昨年も特別区・総合区については回らせていただきましたし、今回についても素案が一定できた段階で市民の皆さんにこうやってご説明をさせていただく、きょうは報道も来てますから報道もされるでしょうし——これも配ってるんですよ、ホームページで説明会資料もきちっとオープンにしていますから、そこで市民の皆さんにいろいろ情報をとっていただく、説明会も開催するというのを、できる限りのことを進めていくということです。

ただ、270万人いますので、一人一人の意見を聞いて最後決めるということは難しい。それが法律上なってるのは特別区に関してだということです。

(司会)

ほかにご質問等。

そういたしましたらまだ……。一番左の列の一番前の方ですかね。ちょっとお待ちください。

(市民)

すみません、北区の〇〇といます。

総合区になった場合は、今の区長と比べると総合区長というのはかなり権限が強まるということだったんですけども、北区長はこの5年ぐらいで結構ころころ変わってるイメージでして、北区に限らずだと思うんですけども、総合区長というのは、もしこの制度、総合区になった場合にどのようにして選ばれるのかなというところを、もし何かありましたら教えていただければと思います。

(吉村大阪市長)

総合区長というのは権限が確かに強くなります。今、北区長やっていただけてますけれども、これは、今は外部で公募して、そして優秀だということで僕が選任してます。これは僕の人事権でやってます。総合区長の場合は、当然最後は僕が選ぶという形になりますが、先ほど申し上げたとおり、市町村の仕組みというのは、市民の代表として市長がいて、そしてもう一つ、議会も市民の代表と、この二つの両輪で進めるというのが基本的な考え方になってます。そのもう一つの両輪である議会の皆さんがこの人やったらいいだろうという同意をもらう人、それが総合区長になるという手続になります。だから、これは市長と議会両方がこの人だったらいいよねという人が総合区長になると。総合区長について、今は、例えば区長にはないですけども、市民の皆さんがこの総合区長は明らかにおかしいやんかというふうになってきたら、リコールのような制度、つまりちょっと解職をすべきだというようなことも市民の皆さんから言えるような、そういったポジションになるというのが今の総合区長の選び方です。年々ころころ変わるというご指摘なんですけども、職員の人事のシステムの中で今は進めてますが、総合区長、基本的には、選んで、解任というのも市長に権限ありますけれども、そこは一定の役割を果たしてもらうという形になるのかなと。いずれにしても、市長は4年ごとに市民の皆さんの審判を問うというのが今の、市議会議員もそうですけど、そういうルールになってますので、成績が悪ければ首です、よければもう一回やれと、立候補したらですけども、そういった仕組みの緊張感の中で政治家は進めていってますが、総合区長についても、その選ばれた政治家の中で政治家自身が、市長自身がこの人というのを推薦し、そして市議会から同意を得た人が総合区長になるという形になるのかと、今の人事のぐるぐる回りでするものではないという形になると思います。

総合区長の任期も、市議会議員、市長、それと一緒に4年という形になります。

(司会)

ほかにご質問等ございますか。

そしたら左のブロックの前から5人目の通路側の女性の方ですかね。はい。

(市民)

すみません。今、特別区、総合区の説明していただいたんですけど、今の24区そのままという選択肢は全くないということでしょうか。

(吉村大阪市長)

僕自身にはありません。もちろん、24区、今のままで何もしないでいいやんかとおっしゃる方がいらっしゃるというのも、これも認識はしてます。一方で、でも今の大都市制度を変えろという市民の皆さんが多くいることも、またご理解いただきたいと思うんです。僕自身は、先ほど申し上げたとおり、特別区、都構想をもう一回させてくれという形で市長にさせていただいてるということもありますので、大都市制度の改革は必要だという認識で進めていってます。だから、私自身が結局何もせずに今のままでいいというような考え方は持ってません。

(司会)

ほかにおられますか。

そしたら左のブロックの前から2列目の方ですかね。はい。手を挙げていただけますか。

(市民)

よろしくをお願いします。

前回の都構想、投票率が約67%、高目だったと思うんですけど、私としては、賛成でも反対でも、今回の総合区・特別区、もうちょっと市民の皆様に興味を持ってほしいという思いがありまして、こうやって24区で説明会を開いていただいているんですけど、まだまだちょっと興味ない方もいらっしゃると思うんですよ。それで、例えば自分の子どもとかが通ってる幼稚園や小学校で、もし園で保護者を募って、都構想、総合区について勉強会をしたいとかそういうふうになった場合、個人的に友達や知り合いを募ってする勉強会については大丈夫だと思うんですけど、そういう園で例えば保護者を募りたいとなった場合は、それは保護者が勝手にやってはまずいかなと。市の方とかがそういう場合は必要になりますか。

(吉村大阪市長)

どういうことですかね。皆さんがコミュニティでこれについていろんな議論をするというのは、むしろ歓迎なんですけど。市の職員を派遣してという意味ですかね。

(市民)

例えば、園でこういう勉強会をやりますというお手紙を配布させていただいて保護者の方同士で勝手に勉強会をする場合というのは、特に市の方必要なくやっても大丈夫なもの

ですが。

(吉村大阪市長)

その園というのが……。園長の許可が要るんじゃないですかね、そのビラを配る……

(市民)

そうですね。園長のもし許可を得れたとしての、はい。

(吉村大阪市長)

許可を得てあれば別に問題ないんじゃないかなと思うんだけどな。

(市民)

問題はないですか。例えば保護者同士で説明会を、保護者同士の話なので間違った知識とかが回ってしまうとか、そういう問題とかはなく、勝手にやっても大丈夫なものですか。

(吉村大阪市長)

園内はどうしても園長さんに施設の管理権があるので、やはり最終的には園長さんの判断というのが必要になってくると思います。施設管理権というのがありますんでね。例えばそれが特に市立の保育所とか幼稚園とかになってきたら政治的な中立性というのを求められたりしますので、だから、そういった意味で、まずは園長自身がそこを許可してもらえるかどうかという施設管理の問題が絡んでくるのかな。園を離れて例えば保護者同士でどこかで、サロンでお話しされるとか、例えばそこに何か政治家を呼んで話すとか、政治家は基本的に、市議会議員なんかは自由に活動できますんで、政治家として自由に活動できますから、そこに例えば総合区を推す政治家と特別区を推す政治家2人来てくださいよと、ちょっと説明してくださいよとかというのを、市民の皆さんが突き上げるのはほとんど僕はむしろやってもらい——やってもらいたいと言うと駄目なのかな、やっていくべきこと、やるのは許されると思いますね。

(市民)

わかりました。ありがとうございます。

(司会)

そういたしましたら、そろそろ時間も参りましたので、最後のお一人にしたいと思うんですけれども。

そしたら右の列の後ろから4番目の方ですかね。はい。お持ちさせてもらいます。

(市民)

どうも本日はありがとうございます。

総合的にはこの件については私は賛成の件なんですけれども、区長に質問なんですけど、今回、総合区、こういう形をとらないと現状のことについてはできないかどうか。ここま

で大層にしなくても、頭の上に局長を置けば、区長でも区長権限でできるのではないかという考えをするんですが。橋下市長の時に、権限を皆さんに配ると、与えるということと言われておったんですけども、結果的には区長が今局長クラスになった程度で、実質的には権限のあんまりない区長になってるんじゃないかと思います。その上で、今回の10ページの件ですが、この内容について区長のほうでできるのであればそれでいいんじゃないかと思いますし。

(司会)

ご意見ということでよろしいですか。

(市民)

はい、意見です。区長に聞きたいんです。

(上野北区長)

ありがとうございます。

北区を、区政を預かっている者といたしまして感じておるのは、やはり予算規模であったりとか、これからいろいろな区民の皆さんの要望に応えるための人材の面であったり、するにはやはり限界があるなというのを感じてる面もございます。その辺のところに関しましては、まだ制度がどうあれということとは言えませんが、現状はそういうことでございます。以上でございます。

(司会)

すみません。そういたしましたら、時間も参りましたので、挙手いただいたのに当てられない方、再度お手を挙げられたのに当てられない方、申しわけございませんでした。もし、ご疑問等ございましたら、お手元のほうに用紙のほうをお配りさせていただいておりますので、それに記載していただきまして、出口付近で回収させていただきますので、そちらのほうでよろしく願いいたします。

また、もう一度説明を聞きたい等ございましたら、今後、ほかの会場でインターネット中継、録画配信をやっておりますので、そちらのほうをご利用いただければと思います。

また、アンケート用紙に書いていただいたものにつきましては、後日、ホームページのほうで回答をさせていただきますので、そちらのほうをごらんになっていただければと思います。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。

どうも長い間ありがとうございました。お忘れ物のないように、座席の周りをいま一度ご確認の上、お気をつけて帰ってください。